

ハーマン・メルヴィル「バートルビー」におけるサブタイトルの謎：
「バートルビー」はなぜ「ウォール街の物語」なのか

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2014-06-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 高瀬, 祐子 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.14945/00007792

ハーマン・メルヴィル「バートルビー」におけるサブタイトルの謎

—「バートルビー」はなぜ「ウォール街の物語」なのか—

高瀬 祐子（静岡大学 大学教育センター）

はじめに

Herman Melville の短編 “Bartleby, the Scrivener”（以下、「バートルビー」）には “A Story of Wall-Street” というサブタイトルが付いている。Elizabeth Hardwick は “Bartleby in Manhattan” と題したエッセイの冒頭で、「サブタイトルがあったからこそこの作品をもう一度読んでみようと思った」と再読の動機を明かし、「バートルビー」は「ウォール街を舞台にしていなくても名作であることに変わりはないが、やはりその舞台設定を無視することはできない」と記している(218-19)。多くの読者の興味を引くこのサブタイトルだが、*The Piazza Tales* に収録された際のタイトルは単に “Bartleby” であり、‘the Scrivener’ も ‘Wall-Street’ も姿を消している。その後 Northwestern Newberry の編集者たちによって *Putman’s Monthly Magazine* に発表された当初のタイトル “Bartleby, the Scrivener; A Story of Wall-Street” に戻されたのである。

メルヴィルはなぜタイトルから「ウォール街」という地名を削除したのだろうか。また、メルヴィルがこの物語を「ウォール街の物語」として書いた理由はどこにあるのだろうか。本稿では、「バートルビー」のサブタイトルの謎に迫りつつ、メルヴィルがウォール街を舞台にしてこの作品を書いた理由を考察してみたい。

1. 法律事務所のバートルビー

サブタイトルがしめす通り、作品の主な舞台となっているのはウォール街××番地の階上にあつた語り手の法律事務所である。語り手の法律事務所に書記としてやってきたバートルビーに、語り手は事務所の一隅を折り畳みのスクリーンで囲ったスペースを与える。

I procured a high green folding screen, which might entirely isolate Bartleby from my sight, though not remove him from my voice. And thus, in a manner, privacy and society were conjoined. (648 下線筆者)

語り手は、スクリーンを置くことによって自らの視界からバートルビーを遮る一方、声は届くという都合のいい空間を作ることができるはずであった。しかし、この一角はあつという間にバートルビーの隠れ家 (his hermitage 650) となり、語り手のプライバシーを確保するために置いたスクリーンは、一転してバートルビーのプライバシーを守る役目を果たす。

Imagine, my surprise, nay, my consternation, when without moving from his privacy, Bartleby in a singularly mind, firm voice, replied, “I would prefer not to.” (649 下線筆者)

隠れ家を囲むただの「スクリーン (the screen 650)」は「彼のスクリーン (his screen 655)」へと変化し、彼の机の前にある「小さな窓 (a small side-window 648)」は「彼の窓 (his window 662)」へと変わっていく。しかも、バートルビーが所有し始めるのは物質的な「物」だけではない。しだいに仕事をし

なくなったバートルビーは壁の前で夢想にふける時間が長くなるのだが、この夢想にふけるという行為ですら「彼の壁ぎわの夢想 (*his dead-wall reverie* 662)」という名前を与えられバートルビー独自の行為となっていく。

一方、空間だけでなく、語り手自身も徐々に“his”(Bartleby's) に侵食されていく。

His steadiness, his freedom from all dissipation, his incessant industry (except when he chose to throw himself into a standing reverie behind his screen), his great stillness, his unalterableness of demeanor under all circumstances, made him a valuable acquisition.(655 下線筆者)

作品の前半、バートルビーが「ごめんこうむりましょう (I prefer not to)」をくり返すことに慣れた頃、語り手はその独白の中で“his”という言葉を6回もくり返し、バートルビーの性質がいかにも価値のあるものかを褒めている。

語り手の認識はさらに深まっていく。バートルビーが実は事務所に寝泊まりしていたことが発覚すると、彼は「バートルビーはここを彼の家 (*his home*) にしていたのだ」と確信し、事務所がバートルビーにとっての「家」になり代わっていたことを認めている (657)。さらに、“His poverty is great; but his solitude, how horrible!”と言ってバートルビーの貧しさと孤独をあわれんでいる (657 下線筆者)。その後も語り手は事務所が「家」として使われていることに何度も言及し、いかに事務所が、そして語り手自身が“his”に侵されているかを自ら物語っている。

仕事をしなくなったバートルビーに対し、語り手は何度も退去するよう命じるが、バートルビーは応じず、ついに語り手はバートルビーではなく、自らが事務所を移転することを決める。この移転に関しては不可解な点が数多くある。出て行く気配のないバートルビーに語り手は、「一体どんな権利があつてここにいるのだ？ 家賃を払っているのか？ 税金を払っているのか？ それともここはおまえの財産なのか？」と言い放つのだが、語り手はバートルビーがなんの権利も持っていないことは知っているはずである (666)。事務所の家賃や税金を払っているのは語り手であり、ここがバートルビーの財産ではないのは自明である。ましてや語り手は「不動産証書をいじくる」ことを仕事にしているいわばその道の専門家である (641)。法律家であり不動産証書の専門家でもある語り手がなぜ権利のないバートルビーに事務所を明け渡す必要があったのだろうか。その理由について語り手は次のように説明している。

And as the idea came upon me of his possibly turning out a long-lived man, and keep occupying my chambers, and denying my authority; and perplexing my visitors; and scandalizing my professional reputation;....and in the end perhaps outlive me, and claim possession of my office by right of his perpetual occupancy. (669 下線筆者)

語り手は、バートルビーが長生きし、事務所の定住者となることによって事務所の権利を奪うのではないかと心配し、引っ越しを決意するのだが、そうなると、権利ある者が移動し、権利なき者が残ることになる。このような語り手の心配は大げさでとんちんかんにも見える。しかし、この物語をアメリカの歴史という大きな文脈の中に置いてみると、不動産所有に対してアメリカ国家に潜在する一つの懸念が浮き上がってくる。

1862年に制定されたホームステッド法¹に代表されるように、アメリカでは、定住という事実によっ

て占領者には土地の所有権が与えられる。「バートルビー」が発表されたのは 1853 年、ホームステッド法が制定される約 10 年前である。アメリカの土地所有権に潜む潜在的な不安定さや不確実性をこの時すでに語り手が感じ取り、その権利について懐疑的になったとしても不思議はない。語り手の持つ事務所の権利は絶対的な効力を発揮するものではなく、度重なる退去命令に応じず居座るバートルビーによって簡単に奪われてしまう程度のものだと気づいていたとも言えよう。アメリカにおける不動産の所有権の根拠が「居住」「定住」にあることを察知した語り手にとって、バートルビーによる事務所収奪はあり得ないことではなかったのである。

2. 語り手の引っ越し

バートルビーが事務所に来てから語り手が事務所移転を決意するまでの経緯を語り手側から見てみたい。なぜ語り手はバートルビーを力づくで追い出したり、専門分野である法の力を借りて退去させるという方法を取らなかったのだろうか。

その理由のひとつは語り手の性格にある。語り手は、「子供の頃から人生はできるだけんびりと暮らすのが最上であるという深い信念」のもと生きてきた「安全な男」である (641)。たとえ雇い主である語り手の命令に背くバートルビーのような男があらわれたとしても、暴力や法廷で解決するのは語り手の信念に反する。

だが、もっとも大きな理由は語り手ではなくバートルビーにある。もしくは、バートルビーに対する語り手の意識にあると言えるかもしれない。バートルビーが語り手の要求や依頼を断ると、語り手は怒りや苛立ちを感じながらも、同時にバートルビーの持つ不思議な力を感じる。その特異性について次のように説明する。

But there was something about Bartleby that not only strangely disarmed me, but in a wonderful manner touched and disconcerted me. (650 下線筆者)

また、語り手の要求に対する彼の決定は決して動かないことがわかると、その際の人の心理状態について以下のように分析する。

It is not seldom the case that when a man is browbeaten in some unprecedented and violently unreasonable way, he begins to stagger in his own plainest faith. He begins, as it were, vaguely to surmise that, wonderful as it may be, all the justice and all the reason is on the other side. (651)

語り手は、バートルビーによって自分の信念すら揺らぎ、これまで正義であり、常識だと思っていたことすらまちがっているのではないかと不安にかられる。事務所を使用する権利についても同様である。語り手が権利を持っているにも関わらず、その権利を主張することなく、語り手はバートルビーではなく自分が移動することを選ぶ。

ある日曜の朝、語り手は事務所に立ち寄ってバートルビーと遭遇するが追い返される。語り手は「自分の」事務所に入ることすらできずに追い出されてしまった自分について、「男をつぶした(unmanned)」と考える (656)。

For I consider that one, for the time, is a sort of unmanned when he tranquilly permits his hired clerk to dictate to him, and order him away from his own premises. (656-57)

「男をつぶされた」語り手は、事務所に居座るバートルビーに対し平和的にバートルビーを事務所から出て行かせることにこだわる。一方のバートルビーも追い出そうとする語り手に暴力をふるうことはない。この法律事務所の中は非暴力の空間である。時にガンジーに例えられるバートルビーはただ「動かない」だけの存在であり、罪なきバートルビーを残して語り手は引っ越しを決める。

結果として、バートルビーは権利ある語り手にその力を行使させることなく、反対に語り手を移動させることに成功する。非暴力の空間は権力なき空間へと変化を遂げるのである。権利はその力を行使しようとする時、権力となる。バートルビーの「ごめんこうむる」という一撃によって語り手は“disarm”され、“disconcert”され、弱体化する。バートルビーは同じ場所に居座ることで、語り手の持つ権利を行使できないよう無力化し、意味を持たないものにしてしまった。語り手の引っ越しによってもたらされたものは、権力の逆転ではなく無効である。権利を扱うはずの法律家は自らの引っ越しをもって、権利を無効にしてしまったのだ。

本作品は、語り手である法律家がバートルビーの死後、バートルビーという奇妙な男のことを振り返り書いているという設定であるが、語り手は現在の自分の境遇について以下のように書いている。

The good old office, now extinct in the State of New-York, of a Master in Chancery, had been conferred upon me. It was not a very arduous office, but very pleasantly remunerative. ...that I consider the sudden and violent abrogation of the office of Master in Chancery, by the new Constitution, as a —premature act; inasmuch as I had counted upon a life-lease of the profits, whereas I only received those of a few short years. (642)

語り手は衡兵法裁判所長の座を裁判所の廃止という形で奪われた。自らの持つ権利とともに法律家としてもバートルビーに無効化された語り手は、のちに法律家としての安定した仕事も失うこととなる。

3. ウォール街のバートルビー

作品の舞台となっているウォール街といえば、現代ではニューヨーク証券取引所があり、世界の金融地区として名高いマンハッタン島の先端に位置する通りである。「ウォール」すなわち「壁」は「バートルビー」において重要な役割を果たしている。Leo Marxは「バートルビーにとって壁は、知覚の限界や死そのものに打ち勝つことのできない人の無力さと比較して、物事の構造における永久的で不動の部分である。しかし彼は壁もまた人によって作られたものであることを忘れている」と述べている(23)。バートルビーは「壁に不変性を見たが、壁もまた社会の産物である」(23)。

マークスが示すように、ウォール街にはかつて「人によって作られた」壁があった。17世紀にオランダの植民地ニューアムステルダム植民者たちが土地の境界線として壁を作り、のちにニューアムステルダムを管轄するようになる西インド会社が先住民やイギリスの植民者たちからの攻撃を防ぐ要塞として壁を強固なものにした。ウォール街のウォールとは、土地の所有権を主張するための境界線であり、攻撃を防ぐためのものであった。壁は外部からの侵入や攻撃を防ぎ、内部の安全を保つためのものであり、壁の内側の土地を敵に奪われないように守るために作られたのである。また、ウォール街の位置するマンハッタン島は、1626年に入植したオランダ人がネイティブアメリカンに約24ドルを支払って購

入したと言われている土地である。

メルヴィルがアメリカ建国における土地の所有権やネイティブアメリカンの土地所有権に興味を抱いていたことは触れるまでもない。大島由起子によれば「伝記的事実を確認すれば、メルヴィルは、まだ作家になるどころか水夫にもなっていないなかった若き 1837 年に、[先住民の部族である]サック族が暮らしていた土地を、友人との旅で訪れている」(12-13)。周知のように、『白鯨』において語り手イシュメールが乗り込む捕鯨船ピークオド号の名前は入植者たちによって絶滅させられたネイティブアメリカンの部族の名前である。同じく『白鯨』の冒頭でウォール街のあるマンハッタン島は「かつて北米原住民マンハット一族の持ち物だった島」と表現されている(25)。

『白鯨』の冒頭について巽孝之は以下のように言う。「この物語が「マサチューセッツ州外れの田舎の港」から始まるような印象」を持っている人が多いが、「じっさいに物語を読み始めてみると、有名な「我が名はイシュメールとしておこう」に続く第二パラグラフにおいて、それがとんでもない思い違いだったことがわかる」(53)。イシュメールが捕鯨船に乗り込むために「出発する町は作家メルヴィル本人が生まれ育ったニューヨーク・シティそのもの」である(55)。さらにそのニューヨーク・シティはかつて「北米原住民マンハット一族の持ち物だった島」である。この作品は、ネイティブアメリカンの持ち物だった島にあるウォール街を舞台にした物語であるということをもう一度意識する必要があるだろう。

アメリカにおいて土地の所有権を語る場合、ネイティブアメリカンの存在を無視することはできない。富田虎男によれば、入植者たちは、「まず発見の権利によって土地は自分たちのものだ」と主張した。第二に、土地に対する権利は、そこを占有するもの、そこに定住し耕作するものにある、したがって、占有しない定住されていない土地は、没収して耕作者に明け渡すべきである、と主張した」(53)。

実際にはこの限りではなく、アメリカの土地はマンハッタン島のように破格の値段で売買されたり、争いの末インディアンから略奪したり、不当な契約により譲渡された。所有権や権利という法の力はいかようにも解釈される虚構の上に成り立つ権利であった。

『白鯨』の第 89 章に「仕止め鯨とはなれ鯨」という章がある。すでに牧野有通が指摘しているように、その章でイシュメールは「法というものがいかにでたらめに適用されるものであるか」を例示している(63)。イシュメールによれば、はなれ鯨とは、仕留めたはずの鯨が本船からはなれてしまった場合にその鯨をそう呼ぶ。一方、「仕止め鯨はそれをつないだものに属す。はなれ鯨になっている鯨は、だれであれ真っ先にそれを入手したものの正当な漁獲となる」(446)。また、続く第 90 章「頭か尾か」では「仕止め鯨」の所有権について、イギリスの法律によれば「だれがそれを捕らえたかにかかわらず、すべて名誉大尉士である国王に、まず頭を、ついでその尾を王妃に献上すべし」ということだと付け加えている(450)。鯨の所有権に関する法解釈が、牧野の言葉を借りれば、いかに「非論理的そして非倫理的」であるかを指摘しているのである(63)。牧野はイシュメールの語る所有について以下のように述べる。

たとえ自由平等を高らかに宣言する「独立宣言」のような高貴な理念を戴くアメリカにあっても、ひとたび所有問題が関わる時、動産奴隷の私有もインディアン虐殺の後の土地収奪も、賃金奴隷制も、権力者の便宜的な法解釈によって正当化され、「無法」が現実化する、というわけである。(64)

鯨の所有権をめぐる法の曖昧さはそのままアメリカの土地をめぐる法の曖昧さと重なる。

メルヴィルは『白鯨』の中でイシュメールの名を借りて「1492 年の時点までアメリカははなれ鯨だった」と述べている。ネイティブアメリカンたちはアメリカの大地の上で狩りをし、居住区を持ち生活し

ていたが、そこが自分たちのものであるという主張はしなかった。多くのネイティブアメリカンの部族にとって土地は所有するものではなかった。母なる大地は精霊が、そして神が与えてくれたものであり、だれが使ってもよいものであった。²アメリカは誰のものでもなかったのである。1492年までアメリカはむしろ、仕留め鯨でもはなれ鯨でもない「ただの鯨」だったのではないか。入植者たちによって「発見」され、アメリカは「はなれ鯨」となったのである。

『白鯨』にはピークオド号の乗組員としてネイティブアメリカン、タシュテゴが乗船し、ピークオド以外のネイティブアメリカンの部族の名前も折にふれ登場する。また『ビリー・バッド』においてクラガートのあごはアメリカ先住民ショーニー族のテクムセ首長のようだと表現されている。しかし、「バートルビー」においてネイティブアメリカンの影や存在を感じさせる表現は一つもみつからない。バートルビーをはじめとする登場人物の中にネイティブアメリカンがいるという設定はあまりに唐突で根拠もなく、物語のほとんどが法律事務所の中で展開する本作品の中で偶然ネイティブアメリカンに出会うことは筋書上ありえないからであろう。しかし、陸から遠く離れた海上ではなく、マンハッタン島のウォール街において、ネイティブアメリカンの土地と同様に、権利ある語り手は権利なきバートルビーによってその地を追われることとなる。ただし、バートルビーが暗示しているのは入植者たちではない。バートルビーもまた事務所を追い出され、囚われの身となり壁の前で立ち尽くす。

語り手がネイティブアメリカンを示唆しているのでもない。語り手は法律家であり、権利を扱う専門家である。語り手が象徴するのはアメリカの法そのものであり、法律家である語り手がバートルビーに事務所を奪われることは、アメリカの法の無用性を示唆しているのである。「バートルビー」というテキストの中に、ネイティブアメリカンを表象する人物は一人もいない。にもかかわらず、そこには土地・家屋の所有権を奪われたという事実が潜在しているのである。

結論

メルヴィルは、一度は「ウォール街の物語」と記した自分の作品のタイトルから「ウォール街」を消してしまった。作品の舞台は変わらずウォール街であるが、読者の目に付きやすいタイトルからウォール街という固有名詞を削除した行為の裏には、ウォール街を舞台にすることによって示唆される裏の物語の重要性と危険性の両方が含まれているのではないだろうか。

『白鯨』においてイシュメールは鯨の所有権の話をしてしながら実はアメリカの土地の所有権の話をしている。しかし、「バートルビー」の登場人物たちは鯨を追いかける船乗りではなく、マンハッタンのウォール街で働く法律家や書記たちである。舞台は海の上ではなく、かつてネイティブアメリカンの持ち物であった島にある経済の中心地である。マークスはバートルビーにとっての事務所と外の世界について以下のように言う。

The plain inference is that he [Bartleby] acknowledged no distinction between the lawyer's chambers and the world outside; his problem was not to be solved by leaving the office, or by leaving Wall Street; indeed, from Bartleby's point of view, Wall Street was America.(23 下線筆者)

バートルビーにとってウォール街がアメリカだったならば、メルヴィルにとってもまたウォール街はアメリカそのものではないか。そのような空間で所有権の話をするには、アメリカ大陸全体の所有権の話をする事になり、ひいてはアメリカ国家の所有権の不確かさにつながっていく。

メルヴィルは「バートルビー」を *Putman's Monthly Magazine* に匿名で掲載している。³ ウォール街を舞台にした物語において不動産の所有権を語ることが、アメリカの法や土地所有権、はたまた建国の理念すら揺るがし兼ねない危険を秘めていることを潜在的にどこかで感じていたのかもしれない。後世、この作品を読む読者の目には、ネイティブアメリカンの所有権を剥奪したアメリカの行為が、そこに陰画として透けて見えてくる。

[注]

1) アメリカ合衆国において、公有地を開拓民に無償で与えた法律。1862年に成立したこの法の下で、年齢21歳以上の合衆国市民は1エーカー(約65ha)の公有地を5年間の居住・開墾の後に無償で取得することができた。

2) フィリップ・ジャカンがまとめた族長たちのことばによれば、オグララ・スー族の族長クレージー・ホースは「偉大なる精霊はわれわれに広大な土地を与えてくれている」と言い、ショーニー族の族長テクムセは土地について、「いつでもすべてのインディアンのもので、だれが使ってもよいものだった」と述べている(151-52)。

3) Newmanによれば、「バートルビー」は1853年から56年までにメルヴィルが雑誌に投稿した15作品のうちの第1作である。そのすべてが匿名または偽名で投稿されたが、作者がメルヴィルであることは公然の秘密であった(19)。筆者は「バートルビー」が匿名や偽名で投稿された作品群の第1作目であったことに特に注目したい。

参考文献

- Dillingham, William B. *Melville's Short Fiction, 1853-1856*. Athens: U of Georgia P, 1977.
- Hardwick, Elizabeth. *Bartleby in Manhattan and Other Essays*. New York: Random House, 1984.
- Johnson, Thomas H. *The Oxford Companion to American History*. New York: Oxford UP, 1966.
- Kelley, Wyn. *Melville's City Literary and Urban Form in Nineteenth-Century New York*. New York: Cambridge UP, 1996.
- Leyda, Jay. *The Melville Log*. New York: Gordian Press, 1969.
- Marx, Leo. "Melville's Parable of the Walls." *Herman Melville's Billy Budd, "Benito Cereno," "Bartleby the Scribener," and Other Tales*. (Modern Critical interpretations) Ed. Harold Bloom. New York: Chelsea House Publishers, 1987.
- McCarthy, Paul. *"The Twisted Mind" Madness in Herman Melville's Fiction*. Iowa: U of Iowa P, 1990.
- Melville, Herman. *Herman Melville, Moby-Dick, Billy Budd, and Other Writings*. New York: The Library of America, 2000.
- Newman, Lea Bertani Vozar. *A Reader's Guide to the Short Stories of Herman Melville*. Boston: G.K.Hall, 1986.
- Norton, Mary Beth. *A People & A Nation: A History of the United States*. Boston: Houghton Mifflin Company, 1982.
- 大島由起子「ルイス・オーエンズの『白鯨』評に学ぶ—先住民ゆえの慧眼と死角と」福岡大学研究部論集, 2005年
- . 「「ジョン・マー」に見る転覆のメカニズム」福岡大学研究部論集, 2006年
- フィリップ・ジャカン『アメリカ・インディアン—奪われた大地』大阪, 創元社, 1992年
- 巽孝之『『白鯨』アメリカン・スタディーズ』東京, みすず書房, 2005年
- 富田虎男『アメリカ・インディアンの歴史』東京, 雄山閣, 1982年
- 牧野有通『世界を覆う白い幻影』東京, 南雲堂, 1996年